

審判委員会規程

(総則)

- 第1条 この規程は、一般社団法人日本ろうあ者卓球協会(以下「当会」という。)の、審判委員会(以下、「委員会」という。)について定める。
- 2 委員会は、当会定款第38条2項に基づく専門委員会とし、委員会の組織、活動方法等は、この規程の定めるところによる。

(目的)

- 第2条 本委員会は、卓球ルールの制定及び改定と本会の公認審判員・上級公認審判員の審査ならびに指導監督を行い、本会会員への卓球ルールの周知徹底、普及、指導を行う共に、卓球競技会の円滑な遂行と、その権威を保持することを目的とする。

(基本活動)

- 第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の諸活動を行なう。
- 1)卓球ルールの制定・改定の検討とその管理
 - 2)卓球ルールの普及及び指導
 - 3)公認審判員などの資格審査ならびに推薦
 - 4)公認審判員などの指導監督及び管理
 - 5)ルール、審判講習会の開催及びその指導
 - 6)その他関連する必要事項

(構成)

- 第4条 本委員会の委員の構成は次のとおりとする。
- 1)委員長 1名
 - 2)委員 若干名

(委員選出)

- 第5条 委員長は、理事長から委嘱する。
- 2 委員は、委員長が会員内で推薦された者を選出する。
 - 3 委員会の委員は、競技キャリアの中で、ドーピング違反などによる制裁を受けたことがない者でなければならない。

(任期)

- 第6条 委員長並びに委員の任期は毎年4月から翌年3月までとする。但し、再任は妨げない。
- 2 委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(委員会の開催)

- 第7条 委員会は、年1回以上開催するものとし、委員長がこれを招集する。
- 2 委員長は、必要に応じて委員の半数以上の請求があった場合、いつでも委員会の開催を求めることができる。
 - 3 理事長及び事務局長は、会議に出席して意見を述べることができる。

(議長)

第8条 委員会の議長は、委員長とする。

(決議)

第9条 委員会の決議は、委員の過半数(委任状含む)が出席し、その出席者の過半数をもって決議とする。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(活動費)

第10条 委員会活動にあたっては、本会で定める旅費規程による。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は令和4年7月24日より施行する。